

令和3年2月8日

保護者の皆様

杉並区立高井戸中学校  
校長 木下 信久

### 緊急事態宣言延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策について

立春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、政府は2月2日、一都三県を含む10都府県を対象に緊急事態宣言を延長することを決定しました。本校では、杉並区教育委員会からの通知「緊急事態宣言延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策について（2月3日付）」をもとに、緊急事態宣言の対象期間（令和3年3月7日まで）において感染症防止対策を徹底しながらの学校運営を継続いたします。

つきましては、本校として令和3年1月8日付で発出した「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策について」に引き続き、下記対応方針を改めてお知らせいたしますので、内容をご確認の上ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、今後の社会情勢の変化により修正が必要な場合は改めてお知らせいたします。

#### 記

## 1 生徒に対する指導

### (1) 基本的な感染症予防策の徹底 (一部変更)

○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

・登下校時及び学校内（昼休み、体育授業も含む）ではマスクを必ず着用する。

○毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）

○教室等における密集の回避（生徒等同士の間隔を可能な限り1m以上確保）

○換気を徹底し、防寒着の着用等による温度管理を行い、感染リスクを低減

○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

○授業終了後は速やかに帰宅（ただし、学級・委員会活動等の必要な短時間の活動は認める）

★飛沫感染防止の更なる徹底を図るため、校内においては不織布マスクを着用する。

※ 陽性者がいた場合は、同一空間にいた人がウレタン製や布製マスクを着用していても、マスクとしての機能が不十分（飛沫を通しやすい）とみなされ濃厚接触者として判断されるケースがあります。登校後は、飛沫感染防止の更なる徹底を図るため、不織布マスクを着用するように指導します（登校時にウレタン製マスクや布製のマスクをしている生徒には、学校で準備している不織布マスクを配付します）。

\*ただし、皮膚疾患等により不織布マスクの使用が困難な生徒は担任に申し出てください。

### (2) 学習活動について（変更なし）

○感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

（例）

・グループや少人数等での話合い活動

・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動

・家庭科における調理実習

・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防等）

・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

○マスクを外さなければならないような学習活動は行わない。

※ 区内の感染例をみると、陽性者がいると、マスクを外して行った体育の授業を行った場合、参

加者に濃厚接触の疑いがかかります。体育の授業は、マスクを着用していても支障のない活動を行い、原則マスク着用で実施します。

(3) 部活動について（変更なし）

○緊急事態宣言発令期間中の全ての部活動は中止する。大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施についても中止する。

(4) 学校行事等について（一部変更及び追加）

○生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事、学校公開、授業公開等も中止又は延期とする。

○2月13日（土）の新入生に向けた「入学説明会」は実施形式を変更し、一堂に会することを控え、資料配付及び個別相談形式とします（詳細は関係者向けに通知し、学校ホームページにも掲載します）。

○3月13日（土）の「学芸発表会（合唱コンクール）」は、歌唱の活動が飛沫感染の可能性が高い学習活動であること、練習時間を確保することが難しいこと等を鑑み、中止します。

○3月16日（火）、3月17日（水）の「修学旅行」は、現時点では実施の方向で準備を進めます（関係地域の緊急事態宣言が解除されれば実施します）。ただし、今後の状況により、中止せざるを得ないことがある旨をご理解ください。

(5) 学校給食について（一部追加）

○生徒が対面する喫食形態を避け、会話を控えさせる。マスクは喫食直前に外し、清潔なビニールや布等に保管し食後はすぐに装着する。喫食中の会話は避ける。特に、マスクを外している際の会話は厳に慎むよう指導を徹底する。

○給食配膳時には、これまで使用していた布製のエプロンではなく、ビニール製の使い捨てエプロンを使用する。

## 2 家庭における感染症対策の依頼（変更なし）

(1) お子さまだけでなく、同居のご家族に発熱等のかぜ症状がある場合も、登校を控えてください。  
「出席停止」扱いとなり、欠席にはなりません。

(2) 発熱等の症状で心配な場合は、次の新型コロナ受診相談窓口に電話で相談してください。

＜平 日＞杉並区受診・相談センター（03-3391-1299）9:00～17:00

＜休日夜間＞東京都発熱相談センター（03-5320-4592）24時間対応

QRコードはこちらへ →  
※杉並区HPの相談窓口等



(3) 万が一、生徒並びに同居する家族の方が濃厚接触者と判定されたり、PCR検査を受けたりする場合には速やかに本校に連絡してください。

(4) 登校時に健康観察表を毎日提出することを継続します。ご家庭においても、適宜、検温等の健康観察を行うようにしてください。

## 3 その他（変更なし）

(1) 本通知文の内容は、現時点の状況に基づくもので、今後、感染拡大の状況の変化に応じて変更する場合は、文書の配布または「メール配信サービス」でお知らせします。

【問い合わせ】

副校長 武智 司 3302 - 1762